令和5年度全国薬務関係主管課長会議 説明資料

厚生労働省医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

1.	毒物劇物対策 ------------------------------------	1
2.	化学物質安全対策	3
○ [5]	英薬品審査管理課化学物質安全対策室説明資料	8

1. 毒物劇物対策

現 状 等

- 毒物及び劇物の取扱については、各都道府県、保健所設置市及び特別区に 配置された毒物劇物監視員が、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業 者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、 ②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗 難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃 棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。
- 令和4年度には、登録・届出施設65,003 施設のうち延べ17,843 施設(検査率27.4%)及び届出の不要な施設のうち1,360 施設、合計19,203 施設に対して立入検査を行った結果、1,770 施設において違反を発見し(発見率9.2%)、これらに対し改善の指導を行った(参考資料編15「毒物劇物対策」(1)(2)(3)参照)。
- 令和5年12月に他の法令等と足並みを揃えるため、毒物及び劇物取締法施行規則を改正した。大きく2点あり、1点目は新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、「フレキシブルディスク」「磁気ディスク」といった具体の媒体名を定めた部分について、媒体名の削除又は「電磁的記録媒体」等の抽象的な規定に見直した。また、2点目は自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件(以下「改善基準告示」という。)が令和4年に告示され、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合の例外的取扱いが新たに定められたことから、同規則においても改善基準告示と同様の例外的取扱いを新たに定めるとともに、交替して運転する者を同乗させなければならない場合の1人の運転者による一日あたりの運転時間の計算方法を2日(始業時刻から起算して48時間)の平均した時間とした。
- 令和5年10月の毒物劇物部会での審議を受け、毒物及び劇物指定令の一部を改正する予定である。改正内容としては、新たに1物質を劇物に指定するほか、1物質について劇物から除外される濃度を引き上げ、また1物質を劇物から除外する予定である。

都道府県で対応頂く事項(依頼)

○ 毒物劇物営業者等に対する指導については、令和2年に改訂した「毒物劇物監視指導指針」に基づき、毒劇物の管理等が適正に行われるよう、引き続き管下の事業場に対し指導をお願いしたい。

また、今年も昨年4月に行った立入検査に係る違反改善率について調査依頼を行う予定であるので、御協力をお願いしたい。

○ 本年度は、毒物劇物行政の斉一化のために、いくつかアンケートを実施させていただいた。アンケートの結果については、施策の検討に用いるとともに、必要に応じて対応案とともに順次公開していく予定である。

なお、次年度についても、同様の調査を行うことが想定されるため、その際はご協力をお願いしたい。

- 先般、劇物である硫酸タリウムを用いた殺人事件が報道されたことを踏まえ、「劇物に指定されているタリウム化合物等の毒物及び劇物の販売時における法令遵守並びに身元確認の実施の徹底について(令和6年1月26日医薬薬審発0126第5号)」を発出した。当該通知を踏まえ、譲受書の記載漏れがないよう確認するとともに、適切な譲受書の提出を受けなければ、毒物又は劇物を販売等してはならないことを再度事業者に周知いただくよう御協力をお願いしたい。
- また、昨年 10 月の東北新幹線での硫酸漏出事故を受け、「毒物及び劇物の容器に係る注意喚起の徹底について(令和 6 年 1 月 26 日医薬薬審発 0126 第 3 号)」を発出した。当該通知を踏まえ、毒物及び劇物の容器として、ペットボトル等の飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないこと及び毒物又は劇物の運搬時には適切な容器を使用することを事業者に周知いただくよう御協力をお願いしたい。
- 毒物劇物営業者登録等システム(D-GETs)については、システム基盤の更新を行う必要があることから、令和6年3月8日(金)18時から令和6年3月18日(月)9時まで稼働を停止し、ガバメントクラウドへの移行を行う予定である。稼働停止期間について、ご理解とご協力をお願いしたい。なおD-GETsは、登録事業者情報の一元化を行うとともに、当該情報の共有を行えることから、都道府県及び傘下の自治体の皆様におかれては、D-GETsの

導入・活用をご検討いただきたい。

担当者名 池上専門官(内線 2426)、石川係長(内線 2798)

2. 化学物質安全対策

(1) 家庭用品安全対策

現 状 等

○ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(以下「家庭用品規制法」という。)に基づき、令和6年1月現在21物質群が有害物質に指定され、家庭用品中の有害物質の含有量等について必要な基準(規制基準)が定められている。また、「家庭用品中の有害物質試験法について」(令和4年3月28日付薬生薬審発0328第5号医薬品審査管理課長通知)において、各有害物質の公定試験法を定めている。

TDBPP (トリス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイト)及び BDBPP 化合物 (ビス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物)の試験法について、前処理操作の統一による効率化、安全な試薬の使用、分析精度の向上を図るため全面改正するとともに、現在「検出されないこと」とされている基準を、現行試験法の検出下限値である TDBPP8 μg/g及び BDBPP 化合物 10 μg/gへの改正を予定している。また、世界的なヘリウムガス不足及び価格高騰に対応するため、アゾ化合物、メタノール、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、DTTB (4, 6-ジクロルー7-(2, 4, 5-トリクロルフェノキシ)ー2ートリフルオルメチルベンズイミダゾール)及びディルドリンの試験法において、代替キャリヤーガスとして窒素及び水素の適用を可能とする改正も予定している。これらの基準及び試験法の改正については、令和7年4月1日施行を予定している。

- 毎年、都道府県、保健所設置市及び特別区(以下、本項において「都道府県等」という。)において家庭用品の試買等試験検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視、指導を行っており、その結果を厚生労働省で取りまとめの上、都道府県等に情報提供を行っているほか、厚生労働省ホームページ(※)にも掲載している。
 - * http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/jichitai.html

- 〇 令和 5 年 12 月に、「2021 年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまと め報告」をとりまとめ、厚生労働省ホームページ(※)に掲載している。
 - http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/hazard_chemical_ass
 ess.html
- 消費生活用製品安全法に基づき、製造・輸入業者は、消費生活用製品による重大製品事故について、消費者庁への報告が義務付けられている。当該報告のうち、家庭用品規制法により措置すべきもの、すなわち製品に含有する化学物質が事故原因と考えられるものについては、消費者庁から厚生労働省に通知され、厚生労働省が公表等の措置を行う。厚生労働省に通知された重大製品事故については、都道府県等への通知並びに厚生労働省ホームページ(※)への掲載等により重大製品事故情報を公表するととともに、事業者への指導等の措置を行い、再発の防止に努めている。
 - * http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/topics/jikojirei.html

また、消費者安全法に基づき、都道府県等は、消費者事故等(重大な事故を含む。)が発生した旨の情報を得た場合には、消費者庁へ報告することとなっている。

- 柔軟剤などの香りにより、頭痛や吐き気がするなど体調不良を訴える相談が消費生活センター等に寄せられている。柔軟剤などの香りと体調不良との因果関係は不明ではあるものの、製品を使用する際のマナー等の啓発のため、厚生労働省では、消費者庁他の関係省庁との協力のもと、
 - ・ 自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいる
 - ・ 香りの強さの感じ方には個人差がある
 - ・ 使用量の目安などを参考に、周囲に配慮した使用が必要 といった内容のポスターを令和3年に作成、令和5年に改訂している。

都道府県で対応頂く事項(依頼)

○ 複数の自治体にまたがる事案については、必要に応じて、厚生労働省においても、関係自治体と密な連携をとりながら対応することとしているので、 家庭用品の事業者のある自治体におかれては、御協力をお願いしたい。また、 家庭用品の自主回収等の各自治体が実施する家庭用品衛生監視に関する事 案の公表については、厚生労働省においても、同時公表の要否を検討するので、事前に御連絡いただきたい。

- 令和5年度の家庭用品試買等試験検査状況については、令和5年5月30日付薬生薬審発0530第2号「令和5年度家庭用品試買調査報告の提出及び令和6年度家庭用品試買調査の依頼」でお示ししているとおり、令和6年3月21日までに報告をお願いしたい。
- 厚生労働省が公表した重大製品事故については、ホームページや広報誌等により住民への周知・啓発に努めるようお願いしたい。また、関係自治体には、被害の防止及び拡大の防止の観点から立入検査等必要な措置を行っていただくことがあるが、その際には御協力をお願いしたい(平成19年5月11日付け通知「消費生活用製品安全法の一部改正に伴う製品事故の取扱について」)。

なお、消費者事故等が発生した場合には、消費者事故等情報通知様式により消費者庁へ報告いただくこととなっているが、家庭用品の使用によると考えられる健康被害のうち、化学物質起因が疑われる被害等についての情報を入手した場合には、家庭用品被害報告書により化学物質安全対策室へも合わせて報告をお願いしたい。

○ 香りへの配慮に関する啓発ポスターについては、関係者への周知について、 御協力をお願いしたい(令和5年7月19日付け事務連絡「香りへの配慮に 関する啓発ポスターの改訂について(情報提供)」)。

担当者名 江田専門官(内線 2423)、今井係員(内線 2424)

(2)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法 律(化管法)

現状等

○ 化管法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、①特定の化学物質の環境への排出量等 把握に関する措置、②事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに係る 情報の提供に関する措置について定めた法律である。

- 化管法の対象業種となっている事業者(従業員数 21 人以上)による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出については、厚生労働省が所管する業種に係る毎年度の実績の集計結果を厚生労働省ホームページ(※)で公表している。
 - * http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm
- 令和3年の化管法施行令の改正により、第一種指定化学物質(排出量・移動量の届出、安全データシート(SDS)交付が必要)は515物質に、第二種指定化学物質(SDS交付が必要)は134物質となり、令和5年4月に対象物質が変わっている。これらの対象物質の排出・移動量の把握を行い、令和5年度分の排出・移動量は令和6年度に届出を行う(「届出方法」は電子届出を推奨)。

対応すべき化学物質の範囲及び届出書様式等の詳細については経済産業省ホームページ(※)を参照されたい。

- http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/ind
 ex.html
- 令和5年4月以降の対象物質は、経済産業省ホームページ(※)を参照されたい。
 - https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/se
 irei4.html

今後の取組

○ 令和4年度中の第一種指定化学物質の排出量及び移動量(令和5年度届出分)については、事業者からの届出に基づき集計し、厚生労働省の所管する業種に係る実績については、令和6年3月末を目途に公表する予定である(全事業者については、経済産業省及び環境省より公表予定)。

都道府県で対応頂く事項(依頼)

○ 排出量及び移動量の把握・届出や政省令等の内容について、化管法施行令 が改正され対象物質の変更が生じていることや、電子届出を案内の上、引き 続き関係する事業者に対し周知を図るとともに、届出内容の確認、受理、送 付等の業務について御協力をお願いしたい。

担当者名 髙田審査官(内線 2416)、影山係員(内線 2428)

(3)室内空気汚染対策

現状等

- 居住環境に由来する様々な健康障害、いわゆるシックハウスについては、 関係省庁間で連携・協力して取り組んでいるところ、医薬局では「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」を開催し、室内濃度指針値の設定、測定方法の開発等を担当している。
- 国立医薬品食品衛生研究所において、室内空気汚染全国実態調査及び当該 調査で検出された化学物質のリスク評価等を実施している。

都道府県で対応頂く事項(依頼)

- 「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」の検討状況等については、厚生労働省ホームページ(※)に掲載しているので、引き続き消費者からの相談等の対応に御協力をお願いしたい。
 - * http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-iyaku.html?tid=128714
- 国立医薬品食品衛生研究所の実施する室内空気汚染全国実態調査への引き続きのご協力をお願いしたい。

担当者名 江田専門官(内線 2423)、今井係員(内線 2424)

化学物質安全対策室の主な業務

化学物質審査規制法

人の健康を損なうおそれや 動植物の生育等に支障を 及ぼすおそれがある化学物 質による環境の汚染防止

生活環境中の 化学物質対策

毒物・劇物について 保健衛生上の見地か ら必要な取締を実施

毒物及び劇物取締法

有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を実施

家庭用品規制法

我が国の主な化学物質関連関係法体系

有害怕	曝露	労働環	境		洋	費者	<u>.</u>			: 環境 	竟経由	 	 排出•	ストック	 汚染	· · · · · · · · · · · · · · · ·	 廃棄	·-危機管理
人のな	急性毒性	毒								 		 						化学
人の健康への影響	長期毒性	労働安全衛生法	農薬取締法	農薬取締法	食品衛生法	医薬品医療機器等法	家庭用品品質表示法	家庭用品規制法	建築基準法	農薬取締法	化学物質審査規制法(4	化学物質排出把握管理促進法	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法		廃棄物処理法等	学兵器禁止法
(動	活環境 h植物を む)への 響										(化審法)	法 (PRTR法						
オゾン層 破壊性										才货	ゾン <u>層</u> <u>张護法</u>							

毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正について

今年度公布・施行した省令改正の内容は以下のとおり。

- 1 毒物または劇物を販売・授与する際のSDS交付方法の柔軟化
 - ・令和5年12月26日公布、同日施行(②③は令和6年4月1日施行)

(改正内容)

- ①「フレキシブルディスク」「磁気ディスク」等の媒体名の削除又は「電磁的記録媒体」等の抽象的な規定への見直し
- ②改善基準告示において、やむを得ず自動車運転者の連続運転時間が4時間を超える場合の例外的取扱いが新たに定められたことを踏まえ、同規則においても当該例外的取扱いを新たに規定
- ③交替して運転する者を同乗させなければならない場合の1人の運転者による一日あたりの運転時間の計算方法を、2日(始業時刻から起算して48時間をいう。)を平均した時間に見直し 10

毒物及び劇物指定令の一部改正について

次年度公布・施行予定の、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案の内容は以下のとおり。

- 1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(予定)
 - •令和6年5月頃公布、令和6年6月施行(除外は公布日と同日)
 - ・経過措置期間:施行後3ヶ月(業登録、容器等への表示等)
 - (1) 新規1物質の劇物指定(別名フルペンチオフェノックス※)
 - (2) 1物質の劇物からの除外を実施(別名シクロピラニル※)
 - (3) 1物質の劇物からの除外範囲の拡大(別名ダイアジノン※)
 - ※正式名は割愛しています
- ⇒この改正により、毒物が133項目、劇物が432項目となる予定。

劇物に指定されているタリウム化合物等の毒物及び劇物の 販売時における法令遵守並びに身元確認の実施の徹底について

今年度発出した通知に基づき、毒物又は劇物を販売・授与する場合は、SDS等の提供に加えて、以下の内容について購入者に説明するよう、事業者等への指導等をお願いしたい。

○譲受書の記載事項に漏れがないことを確認するとともに、適切な譲受書の 提出を受けなければ毒物又は劇物を販売し、又は授与しないことを徹底する こと

〇毒物又は劇物の購入法人の所在地外の場所で販売し、又は授与する際には、必要に応じて毒物又は劇物を受け取る者が当該法人に所属していることを身分証明書等により確認すること

〇顧客に不審な動向が認められた場合は、身元確認、使用目的・使用場所等の聴取を行うこと。また、譲受人の職業等から使用目的に不審があると認められる者、安全な取扱いに不安があると認められる者等については警察に通報すること。

○タリウム化合物については上記の対応を徹底すること

毒物及び劇物の容器に係る注意喚起の徹底について

今年度発出した通知に基づき、毒物又は劇物を販売・授与する場合は、 SDS 等の提供に加えて、以下の内容について購入者に説明するよう、 事業者等への指導等をお願いしたい。

- 1 毒物又は劇物に対する飲食物の容器の使用について
- ○飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならないこと等を必要に応じて口頭で購入者に説明すること
- 2 毒物及び劇物の運搬時に必要な措置について
- ○毒物又は劇物の物性、容器素材等を確認した上で、保存・運搬に適

した容器を適切に選択することについても、必要に応じて購入者に

情報提供すること

家庭用品規制法に基づく規制基準(21物質群)

塩化水素 硫酸	住宅用の洗浄剤で液体状のもの(製剤たる劇物を除く。)	テトラクロロエチレ ン トリクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用の洗浄剤			
┃ 水酸化ナトリウム ┃ 水酸化カリウム	家庭用の洗浄剤で液体状のもの (製剤たる劇物を除く。)	APO	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物			
塩化ビニル メタノール	家庭用エアゾール製品	TDBPP ビス(2,3-ジブロム プロピル)ホスフェ				
DTTB	繊維製品のうち、おしめカバー、	イト化合物				
ディルドリン	下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、 外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	ジベンゾ[a,h]アント ラセン ベンゾ[a]アントラセ	クレオソート油を含有する家庭用 の木材防腐剤及び木材防虫剤			
ホルムアルデヒド	繊維製品のうち、おしめ、おしめ カバー、よだれ掛け、下着、寝衣、 手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、	ン ベンゾ[a]ピレン	クレオソート油及びその混合物で 処理された家庭用の防腐木材及 び防虫木材			
	寝具で生後24ヶ月以下の乳幼児用のもの 繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋、くつした及びたび、かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤	アゾ化合物(化学 的変化により容易 に24種の特定芳香 族アミンを生成す るものに限る。)	繊維製品のうち、おしめ、おしめ カバー、下着、寝衣、手袋、くつし た、中衣、外衣、帽子、寝具、床 敷物、テーブル掛け、えり飾り、 ハンカチーフ並びにタオル、バス マット及び関連製品			
トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物 有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめ カバー、よだれ掛け、下着、衛生 バンド、衛生パンツ、手袋及びく つした、家庭用接着剤、家庭用塗 料、家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム		革製品(毛皮製品を含む。)のうち、下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物			

防炎加工剤2種(TDBPP及びBDBPP化合物)改正試験法の概要

現行試験法

[TDBPP]

1. 試験溶液の調製

- ·細切試料約1.0 g
- ・メタノール還流抽出(70℃、30分間)
- ・ろ過後、濃縮乾固
- ・酸化アルミニウム(アルミナ:塩基性)カラムを作製
- ・ベンゼンで負荷、溶出
- ・溶出液を濃縮乾固
- ・アセトンに溶解させ、試験溶液とする

課題

有害試薬の使用

2. 試験

- ・炎光光度検出器付ガスクロマトグラフ(FPD-GC)にて測定
- ▼ (測定時に充填カラムを用いる)

課題 精度の低い分析機器

TDBPP

BDBPP化合物 (赤丸部分をメチル誘導体化)

現行試験法

【BDBPP化合物】

1. 試験溶液の調製

- ·細切試料約1.0 g
- ・塩酸メタノール還流抽出(70°C、30分間)
- ・ろ過後、濃縮乾固後、エタノールを加え濃縮乾固
- ・炭酸水素ナトリウム水溶液に溶解
- ・ベンゼンで液々分配抽出(3回)
- ・水相に塩酸を加え、酢酸エチルを用いて抽出(5回)
- ·脱水後、濃縮
- ・ジアゾメタン・エーテル溶液にて誘導体化
- ・濃縮乾固後、アセトンに溶解させ試験溶液とする

2. 試験

・FPD-GCにて測定 (測定時に充填カラムを用いる) 課題 有害試薬の使用 有害試薬による誘導体化

TDBPPとBDBPP化合物は対象製品が同一だが前処理操作

が異なるため煩雑

3. 確認試験

- ・1.で作製した酢酸エチル抽出液を濃縮乾固
- ・水酸化ナトリウム水溶液に溶解し二日間放置
- ・塩酸を加え、酢酸エチル抽出(5回)
- ·脱水後、濃縮
- ・ジアゾメタン・エーテル溶液にて誘導体化
- ・濃縮乾固後、アセトンに溶解させ試験溶液とする
- ・2.試験と同様にFPD-GCにて測定 (測定時に充填カラムを用いる)

この時、BDBPP化合物の著しい減少または消失と、分解物の生成 を確認する

課題

精度の低い分析機器 煩雑な確認試験

防炎加工剤2種(TDBPP及びBDBPP化合物)改正試験法の概要

改正試験法(案)

大嶋ら., 薬学雑誌, 2022 河上ら., 薬学雑誌, 投稿中

【TDBPP及びBDBPP化合物】

前処理操作の統一による効率化

- ·細切試料0.50 g
- ・サロゲート物質として各化合物の
- ・塩酸メタノールで還流抽出(70°C、30分間)
- ・ろ過、濃縮後に10%NaCI水溶液を添加
- ・酢酸エチルで液々抽出(2回)
- ・酢酸エチル相に10%NaCl水溶液を添加し振とう洗浄 (脱酸処理・水相のpHが4以上になるまで)
- ・酢酸エチル相を脱水後、1 mL以下まで濃縮
- ・アセトンで定容して試験溶液とする

TDBPP

- ・試料溶液を分取
- ・ガスクロマトグラフ質量分析 計(GC-MS)にて測定

改正ポイント③

キャピラリーカラムを用いたGC-MS法による測定により、精度の向上と煩雑さを解消

BDBPP化合物

- ・試料溶液を分取
- ・トリメチルシリルジアゾメタン 溶液を添加しメチル誘導体化 (1時間)
- ・ヘキサンで定容
- ・溶液の一部を分取
- ·GC-MSにて測定

改正ポイント② 安全な試薬による誘導体化 現行のTDBPP及びBDBPP化合物試験法の検出下限値(8 µg/g及び10 µg/g)レベルを十分な精度で定量可能

ガスクロマトグラフを用いる分析におけるヘリウム代替キャリヤーガスについて

通知試験法においてガスクロマトグラフ(GC)を用いる有害物質

有害物質	測定法
アゾ化合物(化学的変化により容易に24種の特定芳香族アミンを 生成するものに限る。)	GC-MS
ディルドリン DTTB	GC-MS
メタノール	GC-MS
テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	GC-MS
トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物	GC-MS
ジベンゾ(a,h)アントラセン ベンゾ(a)アントラセン ベンゾ(a)ピレン	GC-MS
APO	GC-FPD
TDBPP	GC-FPD
BDBPP化合物	(GC-MSに改訂予定)

代替キャリヤーガスとして、窒素及び水素を検討

・どちらの代替キャリヤーガスも、現行法のヘリウム使用時 の条件から流量のみ変更するだけで、基準値レベルの測定 が可能であった

(ただし、アゾ化合物の確認試験は窒素不可)

- ・感度は**ヘリウム≒水素>>窒素** (ヘリウムに対して窒素は面積で1/400~1/20)
- ・代替キャリヤーガスの使用時は、個々の機器の状態に応じて流量以外の条件も事前に検討が必要

<参考>

GC-MS分析における各種キャリヤーガスの利点・欠点

	ヘリウム	水素	窒素
活性	不活性	活性あり	不活性
分析精度·感度	良い	概ね良い	低い
試料導入	各種OK	一部不可	各種OK
安全性	良い	注意が必要	良い
導入コスト	なし	導入コストあり	ほとんどない
ランニングコスト	供給不安 価格の高止まり	安い	安い

目的化合物の物性および必要な測 定感度によって、使い分ける必要が ある

いわゆる「香害」についての厚生労働省での取り組み

- ○柔軟剤などの香りにより体調不良になるといった相談が消費生活センター等に寄せられている。
- ○消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスター(「その香り 困っている人もいます」)を改訂。各省庁から関係者へ周知等を行った。

啓発ポスターの主な内容

- ・自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいる
- 香りの強さの感じ方には個人差がある
- ・使用量の目安などを参考に、周囲に配慮した使用が必要

背景

- ✓柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等に寄せられている。
- ✔訴えには個人差があり、香りと体調の変化との因果関係も不明であるものの、消費者庁において厚生労働省を含む関係と協力のもと、香りのマナーに関する啓発ポスターを作成。さらなる啓発のため、令和5年7月に改訂した。(「その香り困っている人もいます」)

厚生労働省での対応状況

- ①関係団体(※)を通じて、薬局・ドラッグストアに周知するとともにポスターの店内掲示等への活用を依頼 ※日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会
- ②都道府県等を通じて医療機関、高齢者施設、保育所、障害者支援施設等に周知
- ③事業団体所管部局を通じて、理容、美容、宿泊、飲食関係営業の全国団体に周知
- ④医師会等の医療従事者団体に周知
 - ●なお、上記の他、関係省庁から消費生活センター、日本石鹸洗剤工業組合、各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課等に周知を依頼している。

消費者庁、文部科学省、経済産業省、環境省との連名による啓発ポスター



<u>1. 国民生活センターの発表</u>

2013年9月及び2020年4月に国民生活センターが、全国消費生活情報ネットワークシステムに寄せられる「柔軟仕上げ剤のにおい」に関する相談件数が増加傾向にあることなどを発表した。

URL: https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130919_1.html URL: httml

2. 業界団体での対応

日本石鹸洗剤工業会では、衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において、①香りの感じ方には個人差があるため周囲への配慮をすること、②適正な使用量を守ることを促す表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っている。

(1)衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準

URL: https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html

(2)柔軟仕上げ剤の香りに関して

URL: https://jsda.org/w/01 katud/jyuunanzai kaori.htm

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の 促進に関する法律施行令の改正概要

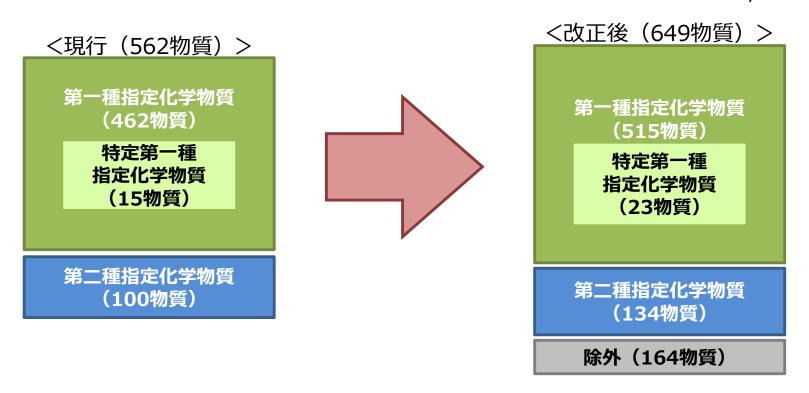
- 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、 新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は649物質
 - PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は515物質

(うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)

- SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は134物質。
- 公布日:令和3年10月20日(水)、施行日:令和5年4月1日(土)※
 - ※ P R T R 制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和 5 年度から、届出は令和 6 年度から実施

PRTR制度:化学物質排出·移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)

SDS制度 : 化学物質の性状や取扱いに関する情報(安全データシート)の提供に関する制度(Safety Data Sheet)



室内濃度指針值

※ 室内濃度指針値とは、「現状において入手可能な科学的知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」。(2019年1月17日付「化学物質の室内濃度指針値についてのQ&A」)

揮発性有機化合物	室内濃度指針値	設定日	改訂日
ホルムアルデヒド	$100\mu{ m g/m^3}(0.08{ m ppm})$	H9.6.13	
アセトアルデヒド	48 μ g/m 3 (0.03ppm)	H14.1.22	
トルエン	$260\mu\mathrm{g/m^3}(0.07\mathrm{ppm})$	H12.6.26	
キシレン	$200\mu\mathrm{g/m^3}(0.05\mathrm{ppm})$	H12.6.26	H31.1.17
エチルベンゼン	3800μ g/m 3 (0.88ppm)	H12.12.15	
スチレン	220 μ g/m 3 (0.05ppm)	H12.12.15	
パラジクロロベンゼン	240 μ g/m 3 (0.04ppm)	H12.6.26	
テトラデカン	$330\mu\mathrm{g/m^3}(0.04\mathrm{ppm})$	H13.7.5	
クロルピリホス	1μg/m³ (0.07ppb) 小児の場合0.1μg/m³ (0.007ppb)	H12.12.15	
フェノブカルブ	33μ g/m 3 (3.8ppb)	H14.1.22	
ダイアジノン	0.29μ g/m 3 (0.02 ppb)	H13.7.5	
フタル酸ジ-n-ブチル	17 μ g/m 3 (1.5ppb)	H12.12.15	H31.1.17
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	$100\mu{ m g/m^3}(6.3{ m ppb})$	H13.7.5	H31.1.17